平成２３年（フ）第９９５号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目10番６号　シティハイムボナンザ102、前住所兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目８番23号　野村マンション２－Ｃ
債務者　古田　竜一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１００５号
兵庫県尼崎市小中島２丁目３番10号　シャトウ松本206号
債務者　吉留由美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目27番26号　田辺マンション202号、前住所滋賀県東近江市種町1670番地38
債務者　下田喜美代
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
徳島県海部郡海陽町久保字久保81番地１
債務者　多田　清子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１８８号
福岡県飯塚市楽市673番地１　エトワールグランデ107号
債務者　園田美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１９１号
福岡県飯塚市鯰田1698番地２　本町コーポ105、前住所新潟県新発田市舟入町１丁目３番２号
債務者　木村　雅俊
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８５３号
北九州市小倉南区下曽根３丁目19番10号　Ｂ101
債務者　粕谷　健作
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６８号
北九州市八幡西区楠橋東１丁目10番25号
債務者　川野さゆり
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８１号
北九州市小倉南区東水町５番17―106号
債務者　山田　真樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９９号
北九州市若松区東畑町８番16号
債務者　野田　恭平
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３１号
北九州市戸畑区南鳥旗町10番５号
債務者　阿部　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地10　エトワールおばせ408、住民票上の住所長崎県大村市宮代町2219番地12
債務者　佐生　直人
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
佐賀県鳥栖市元町1052番地　メゾンド内畑203
債務者　林田　秀昭
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
大分県速見郡日出町大字川崎133番地　ビバリーヒル松美606号室
債務者　上田　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
大分県速見郡日出町大字川崎133番地　ビバリーヒル松美606号室
債務者　上田美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
大分県速見郡日出町大字藤原1720番地９　コーポ原103号
債務者　高橋　隆範
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
大分県国東市武蔵町糸原972番地61
債務者　服部　幸華
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係